

財団法人 北海道交通安全協会寄附行為

平成14年 8月21日一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、財団法人北海道交通安全協会という。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北海道札幌市中央区北1条西9丁目ノースキャピタルビル内に置く。

2 本会の従たる事務所を、次に掲げる所在地に置く。

- (1) 北海道函館市石川町149番地の23北海道警察函館方面本部函館運転免許試験場内
- (2) 北海道旭川市近文町17丁目2699番地の5北海道警察旭川方面本部旭川運転免許試験場内
- (3) 北海道釧路市大楽毛北1丁目15番地8号北海道警察釧路方面本部釧路運転免許試験場内
- (4) 北海道北見市大正141番地1北海道警察北見方面本部北見運転免許試験場内

(目的)

第3条 本会は、北海道内における交道德の向上と交通事故の防止に努め、もって交通の安全と円滑に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全思想の普及及び宣伝
- (2) 交通安全を推進するための企画及びその実施
- (3) 交通に関する調査研究
- (4) 交通安全に関する各種資料の刊行及び頒布
- (5) 車両等運転者の養成及び教育訓練
- (6) 北海道交通安全活動推進センターの業務
- (7) 法令等の規定に基づく委託又は指定を受けて行う業務
- (8) 交通安全に功労のあった者等の表彰
- (9) 免許関係写真の撮影等運転者及び施設利用者の利便を図るために必要な事業
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産)

第5条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産

- (2) 会費
- (3) 賛助金
- (4) 寄附金品
- (5) 補助金等
- (6) 本会の事業に伴う収入及び財産から生じる収入
(財産の種別)

第6条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次のものとする。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された基本財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本会の財産は、理事会の議決を経て会長が管理する。

2 本会の基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、又は国債、公債その他安全確実な有価証券に換えて、会長が保管するものとする。

(基本財産の処分の制限)

第8条 本会の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、北海道公安委員会の承認を得て、その一部に限り、これを処分し、又は担保に付することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が毎会計年度開始前に、翌年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、北海道知事に届け出なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の収支予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の規定により暫定予算を執行した場合における収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第12条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が毎会計年度終了後、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び正味財産増減計算書を作成し、監事の監査を受け、

その会計年度終了後3か月以内に、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、北海道知事に提出しなければならない。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の同意及び理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、北海道公安委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第15条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 6名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 常務理事 3名以内
- (5) 理 事 35名以上40名以内 (前各号に掲げる役員を含む。)
- (6) 監 事 3名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事の構成は、同一親族 (3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)、特定の企業の関係者又は所管する官庁出身者の数がそれぞれ理事現在数の3分の1を超え、また、同一業界の関係者の数が理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 監事は、他の役員と親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を掌理統括する。
- 4 常務理事は、専務理事を補佐し、担当事務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、その議決に基づき会務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行うほか、その職務に関し、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

- (1) 財産の状況を監査すること

- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は主務官庁に報告すること
- (4) 前号の規定による報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること

(役員任期)

第18条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(顧問及び参与)

第20条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、本会の運営に関する重要な事項について、意見を述べるることができる。
- 4 参与は、本会に対し特に功労のあった者のうちから、会長が委嘱する。
- 5 参与は、会長の求めに応じ、本会の運営に関する諸問題について、助言及び意見を述べるることができる。

(報酬及び費用の弁償)

第21条 役員、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

- 2 役員、顧問及び参与には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項による報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第4章 理事会

(理事会の構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項について議決し、執行する。

(理事会の開催)

第24条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、毎会計年度2回開催するものとする。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上の理事から、会議の目的たる事項を記載した書面により会長に対して請求があったとき

(3) 第17条第6項第4号の規定に基づいて、監事から会長に対して招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。ただし、第17条第6項第4号の規定により監事が招集するときは、この限りでない。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の請求を受けたときは、当該請求のあった日から15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、あらかじめ理事全員が承諾したとき、又は緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

(理事会の議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 会議に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された2人以上の議事録署名人が、署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

（評議員会の設置）

第31条 本会に評議員会を置く。

（評議員会の構成及び選任）

第32条 評議員会は、評議員30名以上40名以内をもって構成する。

- 2 評議員は、理事会において選任する。
- 3 第19条の規定は、評議員に準用する。この場合において、同条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。
- 4 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

（評議員の任期）

第33条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 第18条第2項及び第3項の規定は、評議員に準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

（評議員会の権能）

第34条 評議員会は、会長及び理事会の諮問に応じ、本会の運営に関する事項を審議する。

- 2 会長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事並びに理事会で必要と認めた事項について、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。
- 3 評議員会は、会長又は理事に対し、審議した事項について意見を述べることができる。

（評議員会の招集）

第35条 評議員会は、会長が招集する。ただし、第17条第6項第4号の規定により監事が招集するときは、この限りでない。

- 2 評議員会を招集するときは、評議員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

（評議員会の運営）

第36条 評議員会の議長は、評議員の互選による。

2 第27条から第30条までの規定は、評議員会に準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(費用弁償等)

第37条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第38条 会長は、第4条の事業の計画及び実施のため必要と認めるときは、理事会の承認を得て、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会は、会長が指名する者をもって構成する。

3 専門委員会に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第7章 会員

(会員の範囲)

第39条 本会の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 方面交通安全協会を代表する者及び地区交通安全協会(連合会を含む。)を代表する者で本会の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を助成するため、所定の会費を拠出する個人及び団体

(3) 特別会員 交通安全活動に特に功労のある者又は学識経験のある者で理事会の承認を受けたもの

(会員の入会又は退会)

第40条 本会の会員になろうとするときは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

3 会員が代表する団体等が、解散、統合等によって存在しなくなったときは、退会したものとみなす。

(会費)

第41条 本会の正会員及び賛助会員は、評議員会及び理事会の議決を経て会長が定める会費を毎年納入するものとする。

2 既納の会費は、返還しないものとする。

第8章 事務局等

(事務局等の設置)

第42条 本会に事務局及び事業遂行に必要な担当部署を置く。

(職員及びその任免)

第43条 事務局及び担当部署（以下「事務局等」という。）には、必要な職員を置く。

2 職員の任免は、会長が行う。

（組織、運営等に関する細則の制定）

第44条 事務局等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第45条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、北海道知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第46条 本会は民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定による事由が生じたとき、又は理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、北海道公安委員会の承認を受けたときでなければ解散することができない。

2 解散後の残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、北海道公安委員会の承認を得て、本会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 雑則

（会長への委任）

第47条 この寄附行為に規定するもののほか、本会の業務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附則

1 この寄附行為は、主務官庁の認可のあった日から施行する。

2 この寄附行為の施行について、必要な規程は、理事会の議決を経て会長が定める。

3 改正前の寄附行為の規定により選任された理事及び監事は、次回の役員改選までの間は改正後の寄附行為に規定する理事及び監事とみなす。

4 改正後の寄附行為に規定する評議員は、平成11年度第1回の理事会において選出するものとする。

附則

1 この寄附行為は、主務官庁の認可を得た日から施行する。

2 この寄附行為施行の際現に理事若しくは監事又は会長、副会長、専務理事若しくは常務理事である者は、変更後の寄附行為第16条第1項又は2項の規定により選任されたものとみなし、その任期は、変更後の寄附行為第18条第1項の規定にかかわらず、平成15年6月末日までとする。

3 この寄附行為施行の際現に評議員である者は、変更後の寄附行為第32条第2項の規

定により選任されたものとみなし、その任期は、変更後の寄附行為第33条第1項の規定にかかわらず、平成15年6月末日までとする。

4 この寄附行為施行の際現に顧問である者は、変更後の寄附行為第20条第2項の規定により、同じく参与である者は同条第4項の規定により、それぞれ会長から委嘱されたものとする。

5 この寄附行為施行の際現に会員である者は、変更後の寄附行為第40条第1項の規定による手続を経ているものとみなす。